消防特第220号 平成17年11月28日

消防疗次長

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第353号。以下「改正政令」という。)が本日公布され、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号。以下「改正法」という。)の一部の施行期日に合わせて、平成17年12月1日に施行されることとなりました。

今回の政令の改正は、特定事業所における消防力の充実・強化を図るため改正法により 追加された新たな防災資機材である泡放水砲に関する事項を定めるほか、複数の特別防災 区域にわたる区域で特定事業者共同で泡放水砲を配備することができる広域共同防災組織 について定めるとともに、広域共同防災組織の業務を定める等の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴 都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

#### 第一 自衛防災組織に関する事項

- 一 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に二及び三の規定により大容量 泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けなければならないものとされ る場合には、当該自衛防災組織に、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材 等を用いて行う防災活動を統括する1人の防災要員、大容量泡放水砲各1基につき1 人の防災要員並びに総務省令で定める人数の防災要員を置かなければならないものと したこと。(改正政令第7条第3項関係)
- 二 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、当該浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径に応じた基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとしたこと。(改正政令第13条第1項・第2項関係)
- 三 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で二の規定の適用を受けるものに、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けなければならないものとしたこと。(改正政令第13条第3項・第14

条第5項・第15条関係)

#### 第二 共同防災組織に関する事項

共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準に、次の事項を加えることしたこと。(改正政令第20条第1項関係)

- 一 構成事業所のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第一の二の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる者があるときは、その放水能力の合計が各自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲並びに大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。
- 二 一に該当する場合には、第一の一に掲げる防災要員を置いていること。
- (注) この基準に従って防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、 各構成事業所の自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等及び置くべき防災要員に ついては、改正後の石油コンビナート等災害防止法施行令第21条第1項各号の規定 によることとなる。

#### 第三 広域共同防災組織に関する事項

- 一 広域共同防災組織を設置することができる区域を定めたこと。(改正政令第22条 第1項・別表第3関係)
- 二 広域共同防災組織の業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を 用いて行う防災活動に関するものとしたこと。(改正政令第22条第2項関係)
- 三 広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準は、次のとおりとしたこと。(改正政令第23条関係)
  - 1 その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織 ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力 以上に相当する数の大容量泡放水砲並びに大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量 泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。
  - 2 第一の一に掲げる防災要員を置いていること。
- 四 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が三の基準に従ってその広域共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、広域共同防災組織を設置している各特定事業者は、第一の規定にかかわらず、当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織に、第一の二及び三の規定による防災資機材等を備え付け、及び第一の一の規定による防災要員を置くことを要しないものとしたこと。(改正政令第24条関係)

第四 その他所要の改正を行ったこと。

#### 第五 その他

この政令の施行の際現に石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者については、第一の二の規定は、平成20年11月30日までの間は、適用しないものとしたこと。(改正政令附則第2条関係)

# 政令第三百五十三号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 石油 コンビナート等災害防 止法 昭昭 和五 十年法律第八十四号) 第十六条第三項及び第四項、 第十

九条第四 項 同 法 第十 九 条の二第八項に お *\* \ て 準 用す る場合を含む。 第十九条の二第一 項、 第二十条第

項第二号、 第四 十一条第一項並びに第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナ ート等災害防止法施行令 (昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第十八条」を 「第十九条」に、 「第十九条・第二十条」を「第二十条・第二十一条」に、 「第三

(第二十一条)」を 「第三節 広域共同防災組織(第二十二

第四節 自衛防災組織等に関する規定

条—第二十四条)

節

自

1衛防災

組

織等に関する規定の適用の特例

に、 「第二十二条-―第二十七条」を「第二十六条-一第三十一条」に、 「第二

の適用の特例(第二十五条)」

十八条 第三十四条」 を「第三十二条―第三十八条」に、 「第三十五条--第三十七条」を 「第三十九条 第

四十三条」に改める。

る。

第七 条第一 項中 「 第 十五条から第十七条まで」 を 「第十六条から第十八条まで」 に、 「第十五条第二 項の

を 第十 六 条第二項 (T) に、 第 + 五. 条第三項」 を 「第十六条第三 項 に 改 め、 同 項 第 九 号中 第 五.

第二項」

を

「第十六条第二項」

に改

め、

同項第十号中

「第十六条第

項」を

「第十

七条第

項」

に

改

め、

同

項第十一 号及び第十二号中 「第十七条第一項」 を「第十八条第一項」 に改め、 同条第二項中 「第十五  $\bigcirc$ 

を 「第十六条の」 に、 第十五条第二項」 を 「第十六条第二項」 に改 め、 同 条第 五. 一項を同り 条第六項とし、 同

条第四 項 中 前 項」 を 「前 各 項 に 改 め、 同 項 を 同 条第 五. 項とし、 同 条第 三項 中 防 災 資 機 材 等 0) 下に

及び 大容量: 泡 放 水砲 等 を加 え、 同 項 を 同 条第四 項 とし、 同 条 第 項  $\hat{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

3 特 定 事 業者 は、 その特 定事業所 に 係る自衛防 災組 織 に第十三条第一項及び第三項 の規 定により同 条第

項 E 規定する大容量 泡 放水 砲 及び 同 条第三項に規定する大容量 泡放. 水砲 用 防 災災資 機 材等 (以下この 条 に お

組織に、次に掲げる防災要員を置かなければならない。

1

7

大

容

量

泡放.

水

砲

等」

という。

を備

え

付

け

な

け

れ

ば

ならな

V)

ものとされる場合には、

当該

自

| 衛防災

- 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する一人の防災要員
- 第十三条第一項に規定する大容量泡放水砲各一基につき一人の防災要員
- 三 前二号に定める ŧ <u>0</u> 0 ほ か、 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を円滑 か つ的確に行うために必

要なものとして総務省令で定める人数の防災要員

第三十七条を第四十三条とする。

第三十六条第一号中「第二十一条第二項各号」を「第二十五条第二項各号」に改め、同条第二号中 「第二

十一条第二項第一号」を 「第二十五条第二項第一号」に改め、 「第四号まで」 の下に「又は第六号」 を加え

同条を第四十二条とし、第三十五条の三を第四十一条とする。

第三十五条の二の前 の見出しを削り、 同条を第四十条とし、 同条の前に見出しとして (緊急時の主務大

臣の指示)」を付する。

第三十五条第 項 中 「第二十一条」を「第十八条第二項若しくは第三項 (法第十九条第六項又は第二十一

条第三項に お 1 7 準 甪 する場合を含む。)、 第十九条第五項又は第二十一条第一項若しくは第二項」 に改め

同条を第三十九条とする。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十五条」に改め、 第五章中同条を第三十八条とし、第二十八条から

第三十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第四 |章中第二十七条を第三十一条とし、第二十二条から第二十六条までを四条ずつ繰り下げる。

第二十一条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一号を加える。

六 大容量泡放水砲

第三章第三節中第二十一条を第二十五条とし、同章中同節を第四節とし、 第二節の次に次の一節を加える。

第三節 広域共同防災組織

(広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務)

法第十九条の二第一項の政令で定める区域 は、 別表第三のとおりとする。

2 法第十九条の二第一 項の政令で定める業務は、 大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用

いて行う防災活動に関するものとする。

(広域共同 防災 組織 に 係る防災資機材等及び防災要員に係る基準)

法第十九条の二第八項において準用する法第十九条第四項の政令で定める基準は、 次のとおり

## とする。

その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織

の基準放水能力のうち最も大きい 自衛防災組織 の基準 T放水能· 力以上に相当する数の大容量泡放水砲 を備

え 付 け、 及 び 総務 省 令で定める基準 に従 つて大容 量 泡 放水 砲 用 防 災資 機 材等を備え付 けてい ること。

当該 広域 共 同 防 災 組 織 に係る各特定事 業所の 自 衛防 災組織ごとの第十 兀 · 条第 五項 0 規定に より備 え付

け なければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量 一の大

容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けていること。

三 第 号 O規 定に従 つて当該 広 域 共同 防 災 組 織 に備 え付 け 5 れ てい る大容量泡放水砲ごとに、 第十五条

に 規定する 総務省令で定め る数 0 可 搬 式 放 水銃等 を備え付けていること。

四 第七条第三項各号に掲げる防災要員を置いていること。

五 第七条第 五. 項の 規定は 前号の 防災要員について、第十三条第二 項の規定は第 一号の大容量 泡放水 砲に

<u>つ</u> 7 7 準 用 ずる。 この 場 合 に お V て、 同 項 中 前 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受ける自 衛 防 災 組 織 に係 る 同 項  $\mathcal{O}$ 表

の 下 欄 に定め る基準は T放水能. 力 (以 下 自 [衛防災 組 織  $\mathcal{O}$ 基準 放水 能力」 という。 \_ とある るの は 広 域共

同 防 災組 織 に係る各特定事業所  $\mathcal{O}$ 自 I 衛 防 災組織ごとの 自 衛 防災組織 織の 基 準 放水能力のうち最も大きい 自

衛 防 災組 織  $\mathcal{O}$ 基準: 放水能力」と、 同 項 0 規定により当該 自 衛防災組 織 とあるのは 「第二十三条第

号 Ŏ 規 定に従つて当該 広 域共同 防災組織 織 と読み替えるものとする。

広 域 共 同 防 災 組 織 を 設置 L た 場 合  $\mathcal{O}$ 自 衛 防 災 組 織 に 係 る防 災資機 材等: 及 び 防 災 八要員

第二十 ·四条 広 域 共 同 防 災組 織 を設し 置 Ĺ てい る各特定事 業者 が 前条に規定す んる基準 に従つてその広 域 共 同 防

災組 織 に防災資機材等を備え付け、 及び防災要員を置い てい る場合には、 当該各特定事 \*業者は、 第七 条 第

三項、 第十三条、 第十 匹 [条第] 五項! 及び第十 五. 条 (大容量 泡放 水 砲 に .係る部: 分に 限 る。 以下この 条 に お 1 7

同 ľ  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 当 該 広 域 共 同 防 災 組 織 に 係 る特 定 事 業 所  $\mathcal{O}$ 自 衛 防 災組 織 に、 第十三条 第

+ 应 · 条第 五. 項 及び 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 規定により 備 え付けるべ き防 災資機 材等を備 え付け、 及び 第七条第三項  $\mathcal{O}$ 規

定により置くべき防災要員を置くことを要しない。

第二十条第一 項 中 「第十五 条 まで」 を 「第十六条ま で に改め、 同 項第 号イ中 「第十五 条第三 項」 を

第 十六条第三項」 に 改 め、 同 項 第四 号中 「第十 匹 条」 を 第十 五 条」 に 改 め、 同 項 第 五. 号中 「第 七 条第 兀 項

を 第七条第五 項」 に、 「第十三条第二項」 を 「第十四条第二項」 に、 第十五 条第一 項 を 第十 六条

第 は + 第十八条第一 条第 項」に、 一項第一 「前条まで」を 項」 号」 に改 に改め、 め、 同 「第十二条まで、 項第一 同 条第二項中 号 中 「第十六条第一 「第十六条第一 第十四条及び前条」に、 項」 項又は第十七条第一 を 「第十七条第一 「第二十条第一項第一号」を 項」 項」 を に改 「第十七条第 め、 第三章 -第二 「第二 項 又 節

中

同

条を第二十

条とする。

条第二 り当 ごとの 基 水砲 第三号中 第二項」 準 第十 につい 該 放 項」 自 自 水能 九条第一 に、 衛 衛 「 第 を て、 防 防 力 災 災 「第十九 ( 以 下 「第十三条第二 号に該対 組 項第四号中 組 第十四条第二 織 織  $\mathcal{O}$ 自 条第一 当する場 とあるのは 基 準 衛 防 放 「第七条第四項」を 項第一! 一項中 項の規定は第三号イ」に、 水能力のうち最も大きい 災 一合に 組 織 前 「第二十条第一項第二号の規定に従 号 は、  $\mathcal{O}$ 頭の 基 を 潍 を削 規定 放 「第二十条第一 水 能 り、 0 「第七条第五項」に、 適 力 同 用を受ける自 号 自 という。 「第十五条第二項」を 1 衛 中 防 項第一号」 災組 \_ 第 織 衛 とあ 号 並 防  $\mathcal{O}$ 災組 に改め、 基準: つて当該 「第二号イ」を「第二号の大容量 び る に 放 織  $\mathcal{O}$ に係 は 水能力」 を 共 同号を同 「第十六条第二項」 る同 同 構 「 第 防 成 と、 災 項 事 号に 組 項 業  $\mathcal{O}$ 第五号とし、 織 所 表 同 該当する場合に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 と 項 自  $\mathcal{O}$ 衛 欄 第十 規定 に定 防 災 -六条 泡放 同 に 組  $\Diamond$ 同 る 項 ょ 織

は、

同号並びに」

に、

「第十五条第二

項」

を

「第十六条第二項」に改め、

同号に次のように加える。

第二号に該当する場合には、 第七条第三項各号に掲げる防災要員

第十九条第一項第三号を同項第四号とし、 同項第二号イ中 「前号イ」を 「第一号イ」に、 「第四号」を

第十三条第三項」 第五号」に、 「第十五条第二項」 を 「第十四 [条第三] を 項」 「第十六条第二項」 に改 め、 同 号 ハ 中 に改め、 「前号イ」 同号 を 口 中 「第一号イ」 「前号 ロ L を に改 第 8 号 「 ホ 口に、 まで」  $\mathcal{O}$ 

下に 「又は前号」 を加え、 「同号」を「前二号」に、 「第四号」を 「第五号」に、 「第十五条第二 項」 を

を加え、 第十六条第二項」に、 「第十四 [条] を 「前号ロ」を 「第十五条」に改め、 「第一号口」 同号ハを同号ニとし、 に改め、 「普通 高 所放水車」 同 号 口  $\mathcal{O}$ の下に、、 次に次のように加える。 大容量泡放水砲

前号に該当する場合には、 各自 衛防 災組 織ごとの 第十四 [条第] 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定に、 より備え付 け な け ħ ば な

砲用泡消火薬剤

5

ない

ŧ

のとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の

量のうち最も多い

量に相当する量の大容量泡放水

第十 九条第一 項第二号を同 項第三号とし、 同項第一 号の次に次の一 号を加える。

を備る 構 成事 え付けなければならない 業者のうちに、 その構 ものとされる者があるときは、 成 事 · 業 所  $\mathcal{O}$ 自 衛 防 災 組 織 に第十三条第 その 放水能 力の 項  $\mathcal{O}$ 合計が各自衛防災組織ごと 規 沈定に、 より大容 量 泡放 水砲

0 自 衛 防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織 の基準放水能力以上に相当する数の大容

量 泡放. 水砲を備え付け、 及び総務省令で定める基準に従つて大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付け

ていること。

第十 九条第二項 中 「第十六条第一項及び第十七 条第 項 を 「第十七条第 項及び第十八条第 項 に改

め、 同 項第一号及び第二号中 「第十六条第一項」を 「第十七条第一項」に改 め、 同 ]項第三号中 「第十七 条第

項」 を 「第十八条第一項」に改め、 同項第四号中 「第七条第四項」 を 「第七条第五項」に改め、 同 条を第

二十条とする。

第三 一章第 節 中 第十八条を第十九条とし、 第十七条を第十八条とし、 第十六条を第十七条とする。

第十五 条第一項中 前 条まで」を「第十二条まで、 第十四条及び 前条」に 改め、 同 条を第十六条とする。

第 + 四条中 「第十二条」を「第十三条」に、 「第十五条」 を 「次条」に改め、 「乙種 普通化学消防 車 0)

下に「、大容量泡放水砲」を加え、同条を第十五条とする。

第十三条第 項 中 前 条」 を 「第十二条」に、 「第十五 条の」 を 第十六条の」に、 「第十五 条第二 項

を 「第十六条第二 項」 に改め、 同条第二項中 「又は第十五条第二項」 を 「又は第十六条第二項」に、 第

十五条第二項」を「、同項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 特 定事 業者 は そ 0) 特定事業所 に 係 る自 衛防 災 組 織 で前条第 項  $\mathcal{O}$ )規定 の適用を受けるも のに、 当 該 自

衛 防 災 組 織  $\mathcal{O}$ 基 準 放 水 能 力に より 大容量 泡放. 水砲 が 百二十分継 続 L て泡. 水 溶液を放水す るも 0) とし た場 合

に 必 要 な 量  $\mathcal{O}$ 総 務省 令 で定め る泡 消 火 薬 剤 ( 以 下 「大容! 這量泡放-水 砲 用泡消 火薬剤」 という。 を備 え付い

け

なければならない。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(大容量泡放水砲等)

第十三条 特定 事 業者 は、 その 特 定 事 業 所  $\mathcal{O}$ 屋 外 タ ク 貯 蔵 所 に、 浮きぶた付 きの 屋 外 貯 蔵 タン クの うち浮

きぶ たが 屋 根 を 兼 ね る ŧ O(以下この 項 に お 1 て 「浮 き屋 根 式 屋 外 貯蔵タンク」 という。 )でそ 0 直 径 が

应 メ ] 1 ル 以 上  $\mathcal{O}$ ₽ 0 が ある場合には、 当該特定事 業所に係 る自衛防 災組 織 に、 当該浮き屋 根 式 屋 外

貯 蔵 タン ク **当** 該特 定 事 業所に二以 シ上の浮り き屋根式 屋外 貯 蔵 タン クが あるときは、 最 ŧ 直 径 が 大 きい 浮 き

屋 根 式 屋 外 貯 蔵 タン ク 0 直 径 に 係 る次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲 げ る区分に 応じ、 その 放 水 能 力  $\mathcal{O}$ 合 計 が 同 表  $\mathcal{O}$ 下

欄 に 定  $\Diamond$ る基 準 放 水 能 力以上に相当す る数  $\mathcal{O}$ 大容! 量 泡 放 水 砲 (毎分一万リッ  $\vdash$ ル 以 Ŀ  $\mathcal{O}$ 放 水 能 力を有 する

泡放 水砲で総務省令で定めるものをいう。 以下同じ。) を備え付けなければならない。

毎分八万リットル	百メートル以上
毎分六万リットル	九十メートル以上百メートル未満
毎分五万リットル	七十五メートル以上九十メートル未満
毎分四万リットル	六十メートル以上七十五メートル未満
毎分二万リットル	四十五メートル以上六十メートル未満
毎分一万リットル	三十四メートル以上四十五メートル未満
基準放水能力	浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適用を受け つる自 衛 防 災組 織 に 係 る 同 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 定  $\Diamond$ る 基 潍 放 水 能 力 ( 以 下 自 衛 防 災

衛防 組 織 災  $\mathcal{O}$ 組 基 織 準 に二 放水能力」という。 基 以 上 の大容量泡放 が 水砲 毎 分 四 を備え付けるときは、 万リッ ٦ ル 以上である場合にお 当該 大容量: 泡放水 いて、 砲 同 項 基 0 規定に  $\mathcal{O}$ 放 水 能 ょ 力は、 り当 該 自 毎

分二万リットル以上でなければならない。

3

特 定事 業者 は、 そ  $\mathcal{O}$ 特 定事 業所 に 係 る自 衛 防 災 組 織 で 第 項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用を受け るも  $\mathcal{O}$ に、 総務省令で

定める基準に従つて、大容量泡放水砲に必要な量の泡水溶液を供給するために必要な防災資機材等で総務

省令で定めるもの (以下「大容量泡放水砲用防災資機材等」という。 を備え付けなければならない。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第二十二条関係)

区分	区域
第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第百九十二号。以
	下この表において「区域令」という。)別表第二号から第四号の二までに掲げる地区の
	区域
第二地区	区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域
第三地区	区域令別表第十一号の二から第十三号までに掲げる地区の区域
第四地区	区域令別表第十四号及び第十五号に掲げる地区の区域
第五地区	区域令別表第十九号から第二十一号まで及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域

第 第 第 第 第 第 + + + 九 七 八 地 地 地 地 区 地 地 区 区 区 区 区 及 区 区 七 区 区  $\mathcal{O}$ 区 区 域 域 域 域 域 + び 域 区 令別 令別 令別 令別 第六 令 令別表第三十二号及び 域 号 別 表第七 表第五 表 に + 表 表 第 第四 撂 第三十 七 げ 号 十三号及び 十三 + + か る ·九号、 地 号 5 号 号 第 区 か *の* 二、 5 六 か  $\mathcal{O}$ 八十三号 第五 第四 区 5 第 第 第三十 域 + 七 第 兀 十号及び 七 + 五号まで、 ま + 匹 五 十二号及び で 兀 一号に日 号 に 号 第四 か 撂  $\mathcal{O}$ 二まで、 掲 げ ら第三十七号までに掲 第六 げ る 十六号 第七 る地 地 十四号、 区 十二号 第四 か 区  $\mathcal{O}$ 5 0) 区 第 区 + 域 匝 域 の二に掲 第六十七号、 八 一号、 + 七号 第五 げ げ る の二ま る地 地 + 区 第六十八号及び 八 号、 っでに 区  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 区 区 第 撂 域 げげ 域 五. る 十 九 地 第 号 区

附則

(施行期日)

第 条  $\mathcal{O}$ 政 令 は、 消 防 法 及 び 石 油 コ ン ピ ナ 1 等災 害 防 止 法  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る 法 律 平 成 + 六 年 法 律

第

六 十五号) 附則 第一 条第 号に掲げる規定  $\bigcirc$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 (平成十七年十二月一日) カュ 5 施行する。

# (経過措置)

第二条 この政令の施行 の際現に石油 コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者

(石油コンビナ ノート 等 特別 防災区 一域にお 1 て 第一 種 事 業 所 の新設  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 工事 をしている者を含む。)に

ついては、 この 政令による改正 後  $\mathcal{O}$ 第 十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 平成二十年十一月三十日 「まで」  $\mathcal{O}$ 間、 適用

L

ない。

○石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号) 石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

十において準用する場合を含む。)に規定するガス主任技術者、常大学、大学の規定により災害防止の業務等を行う者) (法令の規定により災害防止の業務等を行う者) (法令の規定により災害防止の業務等を行う者) (法令の規定により災害防止の業務等を行う者) (法令の規定により災害防止の業務三十二条第一項に規定する海路和二十五年法律第三百三号) 第七条第一項に規定する毒物劇物昭和二十五年法律第三百三号) 第七条第一項に規定する毒物劇物昭和二十五年法律第三百三号) 第七条第一項に規定する毒物劇物昭和二十五年法律第三百三号) 第七条第一項に規定する高度が保安統括管理者、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号) (法令の規定により災害防止の業務等を行う者)	目次 第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第二章 (略) 第三節 は対共同防災組織(第二十条)第三節 は対共同防災組織(第二十条)第二十二条—第二十四条)条) 第五章 緑地等の設置(第三十二条—第二十八条)第六章 雑則(第三十九条—第四十三条) 解別 (第三十九条—第四十三条)	改正案
(法令の規定により災害防止の業務等を行う者) (法令の規定により災害防止の業務等を行う者) (法令の規定により災害防止の業務等を行う者)	B次   日次   日次   日次   日次   日次   第一章・第二章 (略)   第一章・第二章 (略)   第二節   日衛防災組織(第六条—第十八条)   第三節   日衛防災組織(第十九条・第二十条)   1	現行

衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条第一項に規定する電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者及び労働安全 総括安全衛生管理者とする。

## 要

第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているもでに掲げる防災資機材等(第十六条第二項の規定により次条からとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十一号ま を、第十二号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数台又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員 資機材等に代えて備え付けているものを含む。)にあつては各一の及び第十六条第三項の規定により同項の表の下欄に定める防災 の防災要員を置かなけ (機材等をいう。以下同じ。) を備え付けなければならないもの)各号に掲げる防災資機材等 (法第十六条第四項に規定する防災 第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定によ 特定事業者は、その特定事業所に係る自 ればならない。 防災組織 により次

## 一~八 (略)

小型船舶操縦者(以下「乗組船舶職員等」と総称する。)のほり当該小型船舶に乗船させなければならないものとされているとされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定により発の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないもの及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十及が小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十 第十六条第二項に規定する大型化学高所 放 水車 Ŧ.

十一 第十八 条第一項に規定する油 口 収 船 乗 組 船 舶 職 員 等  $\mathcal{O}$ ほ

する補助船に係る乗組 3補助船に係る乗組船舶職員等の第十八条第一項に規定する油回 はか各個収装置 式につき二人 同 条第二項に規 定

> 者並びに労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条電気事業法第五十三条第一項及び第七十二条に規定する主任技術 第一項に規定する総括安全衛生管理者とする。

## 、防災 要員

第七条 の防災要員を置かなけ を、第十二号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数台又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員 資機材等に代えて備え付けているものを含む。)にあつては各一の及び第十五条第三項の規定により同項の表の下欄に定める防災 第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているも でに掲げる防災資機材等(第十五条第二項の規定により次条からとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十一号ま 資機材等をいう。以下同じ。)を備え付けなければならないも の各号に掲げる防災資機材等(法第十六条第四項に規定する から第十二条まで及び 十二条まで及び第十五条から第十七条までの規定に特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織 ればならない。 り 次 の災 次条

九の第十五条第二項に規定する大型化学高所放一〜八の(略) か二人 とされている船舶職員又は同法第二十三条の三十一の規定によ八条の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないもの及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十一条第一項に規定するオイルフェンス展張船 船舶職員 小型船舶操縦者(以下「乗組船舶職員等」と総称する。)のほり当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている 第十六条第一項に規定するオイルフェンス展張 水車 五.

する補助船に係る乗組船舶職員等十二 第十七条第一項に規定する油 十一 第十七 か二人 条第一項に規定する油 飛戦員等の 口 口 収装置 収 船 乗 式につき二人 組 同 条第二項に 船 舶 職 員 規 0) ほ

2 により備え付けるべき次条第一項に規定する大型化学消防 係る自衛防災組織に次条、第九条、 !揮者である防災要員 台数の合計が二台以上である場合には、 化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車 条に規定する甲種普通化学消防車、 規 定 するも  $\mathcal{O}$ のほ (以下「指揮者」という。 か、 特定事業者は、 第十二条及び第十六条の規定 第十二条に規定する乙種普 当該自衛防災組織に、 その特 )一人を置かな 定 事業所に 車、 第

3 次に掲げる防災要員を置かなければならない なければならないものとされる場合には、 水砲及び同条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等 下この条において「大容量泡放水砲等」という。 ればならない。 ・定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組 項及び第三項の規定により同条第一項に規定する大容量泡 当該自 衛防災組 )を備え付 織に第十三条 温織に、 け

け

災要員 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統 括する一 人の 防

防災要員 第十三条第 災活動を円滑かつ的 前二号に定めるもののほか、 項に規定する大容量泡放水砲各一基につき一 確に行うために必要なものとして総務 大容量泡放水砲等を用いて行う 省

れる特定事業者は、当該自衛防災組織に、二人以上の防災要員 資機材等及び大容量泡放水砲等を備え付ける必要がないものとさ その特定事業所に係る自衛防災組織に第一項各号に掲げる防災 かなければならない。 を 3

令で定める人数の防災要員

5 6 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するもの 災活動を行うことができる者をもつて充てなければならない。 前各項の規定による防災要員は、 第九号までに掲げる防災資機材等で、 組織に備え付けられている第一項第一号、 災害が発生した場合に直 防 災要員の行う防災活 第二号及び第四号 に係 る自 ちに 衛

> 2 により備え付けるべき次条第一項に規定する大型化学消 け 指揮者である防災 の台数の合計が二台以上である場合には、 通化学消防車又は第十五条第二項に規定する大型化学高 九条に規定する甲種普通化学消防車、 係る自衛防災組織に次条、第九条、第十二条及び第十五 前 ればならない 規定するも 公要員 0 0) ( 以 下 ほ か、 「指揮者」という。 特定事業者 第十二条に規定する乙 当該自衛防災組織 は、 その ) 一人を置 特 定 防車、 所放 条の規定 事 一かな 水車 種普 所 第

該自衛防災組織に、 資機材等を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、 その特定事業所に係る自衛 二人以上の防災要員を置かなければなら 防災組織に第一項各号に掲げる防 ない 当

5 4 から第九号までに掲げる防災資機材等で、防災組織に備え付けられている第一項第一 防災活動を行うことができる者をもつて充てなければなら 前三項のほ 災組織に備え付けられている第一項第一号、 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するもの 規定による防災要員は、 災害が発生した場合に直 防災要員の 第二号及び第四号 行う防 に 係 る自 っない。 災活 ちに

資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で 定にかかわらず、 業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、 総務省令で定める人数とする。 司

な、

同 項 特

の規

定 防

事 災 べ総務

省

令

# 水心 他等)

ときは、 令で定めるものをいう。 砲 係る次の +-三条 特定 (大容量泡放-:きぶた付きの屋外貯 定事業所に係る自衛防災組織に、 でその直径が三十四メー (毎分 (当該特定事業所に二以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある (以下この 下欄に定める基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水 表の 最も直 特定事業者は 万リ 項におい 上 ット 欄に掲げる区 径が大きい -ル以上 て 蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるも そ 以 「浮き屋根式屋外貯蔵タンク」という。 0) 浮き屋根式屋外貯 下同じ。 トル以上のものがある場合には、 0 放水能力を有する泡放水砲で総務 分に応じ、 特定事業所の 当該浮き屋根式屋外貯 を備え付け その 屋外タン 放水 蔵タンク) か能力の. なけ ク貯 れば 0) 合計 蔵 蔵タン なら 所に、 直 当 該 径に が 省 同

項の規 資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所定めるものを有し、又は搭載しているものについては、動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総 業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数 定にかかわらず、 総務省令で定める人数とする。 「該特定事業所の

前 項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の 下 欄

2

九十メ

トル以上

百

メ

]

1

ル

未満

毎

分六万リ

ット

分八

万リ

ツ

 $\vdash$ 

百

ル

以

Ĺ

七十五メー

トル以上九十メート

ル

未満

毎分五万リ

ット ット

ル

六十メー

1

ル

以上七十五

メー メー

1  $\vdash$ 

未満

毎分四万リ

ル ル

十五メ

1

ル

以上六十

ル ル

未満

毎

分一

一万リ

ット

 $\overline{+}$ 

匝 メ

ートル

以

上

兀

+

五.

メー

トル

未満

毎

分

万リ

ット

ル

浮き屋

根

式屋

外貯

蔵

アタン

ク

 $\mathcal{O}$ 

直

径

基 準

放

水

能

力

定により 定める基 るときは 以 当 が 毎 該 準 分四 なけ 当 自 放 該 衛防災組織に二基以上の大容量泡放水砲を備え付 水 れば 能 大容量泡放水砲 万リット 力 ならな 以 ル以 下 11 自 上である場合におい 衛防 基の 災 放水能力は 組 織 0 基 準 て、 放 毎分二万リ 水 同 能 項の規 力 と

3 容量泡放水砲に必 資機材等で 0 適用 事 業者 とい 総務省令で定めるもの を受けるも は う。 要な量 そ 0 を備 のに、 特 0 定 え付け 事業 泡 水溶液を供 総務省令で定め 所に係る自 なけ ( 以 下 れ ば 給するために 「大容量泡放 ならな 衛 る基 防 災 準 組 織 水砲 従 必 で 要な防 第 つ 用 7 防 項 災 災 大  $\mathcal{O}$ 

### 泡 火

第

に規定する送泡設備用泡消火薬剤を備え付けなければならないもならない。ただし、第三項の規定により当該自衛防災組織に同項するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤を備え付けなければ型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水学消防車、乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大 規定により備え付けるべき台数) みなしたときに第八条第一項、 合には、 + 、条第一 定により当該自 とされる場合には、 けず、 けるべき台数 兀 らの 条 消 当該 規定及び 項、第九条又は 又はその量を減ずることができる。 特定事業者は、 乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に備え付けるべき台数)の大型化学消防車、 特定事業 (当該特 衛防災組 第 十六条の規定により当該自衛防災 総務省令で定めるところにより、 (所に当該送泡設備付きタンクがないものと そ 定事業所に送泡設備付きタンクがある場 第 織に備え付けるべ 十二条の規定の適用を受けるものに、 0) 特 第九条、 定 事業 所に係る自 第十二条及び第十六条の き泡消火薬剤 衛防 甲種 組 災 この 織 組 に備え を備 普通: 項 え  $\mathcal{O}$ 化 第 第

高 ]種普通 場合に 水 が 近化学消 おいて、一台の大型化学消防 水する泡 防 車 又は第十六条第二 水溶液の量は、 大型化 項車、 学消 規 甲 飛定する大型化 甲種普通化学消 :防車 にあ 0

2

2

## 泡消

十三条 は、 り当該自衛防災組織に備え付けるべき泡消 る場合には、 る送泡設備用泡消火薬剤を備え付けなければならない とした場合に必要な量の泡消火薬剤を備え付けなけれ 所放水車が、 り備え付けるべき台数) したときに第八条第一項、 るべき台数 らの規定及び第十五 又はその量を減ずることができる。 ただし、 乙種普通化学消防車又は第十五条第二項に規定する大型化学高が備え付けるべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車 八条第一 にときに第八条第一項、第九条、前条及び第十五条当該特定事業所に当該送泡設備付きタンクがない 特定事業者は、 第三項の規定により当該自衛防災組織に同 (当 同時に、 総務省令で定めるところにより、この 第九条又は 「該特定事業所に送泡設備付きタンクがある場合に 条の 百二十分継続して泡水溶液を放水するも その 規定により当該自衛防 前条の規定の適用を受けるものに、こ 特 定 事業 所に係る自 火薬剤を備え付けず、 災 組 条の 項 もの 0 項 ば ものとみな 災 はならな 備え 規定によ 規定によ 組 とさ 規 定 れ す  $\mathcal{O}$ けれ V

ては毎分三千百リット -百リットル、乙種普通 ル 「項に規定する大型化学高所放水車にあつては毎分三千百リッ1リットル、乙種普通化学消防車にあつては毎分二千リットル、毎分三千百リットル、甲種普通化学消防車にあつては毎分二 として、 それぞれ算定するものとする。

(略)

3

5 力により大容量泡放水砲が百二十分継続して泡水溶液を放水する項の規定の適用を受けるものに、当該自衛防災組織の基準放水能 ものとした場合に必要な量の総務省令で定める泡消火薬剤 大容量泡放水砲用泡消 事 業者 は、 そ 0) 特 火薬剤」という。 定 事業 所に係る自衛 を備え付けな 防 災 組 織 で前 条第 け (以 下 れ

(可搬式放水銃

付けるべきものに限る。)、大型高所放水車、甲種普通 高所放水車ごとに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬化学消防車、大容量泡放水砲又は次条第二項に規定する大型化学 化学消防車(第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備 定及び次条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型八条から第十三条までの規定の適用を受けるものに、これらの規 式放水銃、泡放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器 (以 下 普通消防車若しくは小型消防車、 条 「可搬式放水銃等」 特定事業者は、その特定事業所に係る自 という。 )を備え付け 普通高所放水車、乙種普通 なければならな 災組 化学消息 で 防 え 第

第十六条 特定事 (代替措置等) 資機材等 一条まで ・業所に、 だ、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条から第特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特 次 、項の規定により大型化学消防車、 +規定により大型化学消防車、大型高所放水車、四条及び前条の規定により備え付けるべき防災 災

> 三千百リットルとして、 千百リットル、乙種普通化学消防 ては毎分三千百リット 第十五条第二項に規定する大型化学高所放水車にあつては ル、 それぞれ算定するものとする。 甲 種 普 .車にあつては毎分二千リットル.通化学消防車にあつては毎分二 毎分

3 4 (略)

(可搬式放水銃

消防車、 放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器(以下とに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬式放水 式放水銃等」という。)を備え付けなければなら 普通化学消防車又は次条第二項に規定する大型化学高所放 備え付けるべきものに限る。)、大型高所放水車、 大型化学消防車(第八条第二項の規定により当該自衛防 +定及び第十五条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき **|条から第十二条までの規定の適用を受けるものに、これ** \_ 条 特定事業者は、その特定事業 普通消防車若しくは小型消防車、 所に係る自 普通高所 かない。 衛防 甲種普通 放水車、乙 災 災組 組 ||水車ご らの 可可 化学 織 で 搬泡 種

第 宋十五条 (代替措置等) 条までの規定により備え付けるべき防災資機材等(次項の定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条千五条(特定事業者は、総務省令で定めるところにより、 より大型化学消 防車 大型高所放水車、 甲種普通 化学消 (次項の規 、第八条から前により、その特 防 車 定に

設置した場合において、 車に代えて備え付けることができるものを含む。)以外のものを甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水 付けず、又はその数量を減ずることができる。 所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え ろにより、 (特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては 都道府県知事)の認定を受けたときは、 当該施設又は設備の設置の状況に応じ、 当該施設又は設備の設置につき市町村長 総務省令で定めるとこ 当該特定事業

2

第十七条 (オイルフェンス及びオイルフェンス展張船) (略)

油回 収船及び 油 口 [収装置]

+へ 条 略

(政令で定める管区海上保安本部 0) 事務 所

第十九 条 略

第二十条 (共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準) 法第十九条第四項の政令で定める基準 (次項に規定する

とする。 防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。)は、 次のとおり

(略)

自衛防災組織ごとの自衛防災組織のXらないものとされる者があるときは、 三条第一 「衛防災組 水砲を備え付け 構成事業者のうち 自衛防 項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければな 災組 織ごとの自衛防災組織の基準放水能力の 織 成の基準: 及び に、 その構成事業所の 総務省令で定める基準 放水能力以上に相当する数の大容量泡 その放水能力の合計が各 自衛防 に従つて大容量 災 うち最も大 組 織 常に第十

> これらの規定による防災資機材等を備え付けず、 減ずることができる。 設備の設置の状況に応じ、 を受けたときは、 及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事)の認定 当該施設又は設備の設置につき市町村長(特別区並びに消防本部 とができるものを含む。)以外のものを設置した場合において、通消防車、小型消防車及び普通高所放水車に代えて備え付けるこ 総務省令で定めるところにより、 当該特定事業所に係る自衛防災組織に 又はその数量 当該施設又は

2 • 3 (略)

(オイルフェンス及びオイルフェンス展張船)

第十六条 (略)

(油回収船及び 油回 [収装置]

十 · 七 条 (略)

第十八条 (政令で定める管区海上 (略) 保 安本部 の事務

第十九条 とする。 防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。 (共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準) 法第十九条第四項の政令で定める基準 ) は、 (次項に規定する 次のとお ŋ

(略)

泡放水砲用 防 災資 材 等 を備 え付 け 7 いること。

こと。ただし、イ及び口のいずれにも該当する場合には、 省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付 ていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。 次に掲げる泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けて 号において準用する第十六条第二項及び第三項の規定に従 ンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当 て当該共同防災組織に備え付けるべき台数(送泡設備付きタ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五 総務 いる け 0

れる送泡設備用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する四条第三項の規定により備え付けなければならないものとさ第一号口に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十

分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の普通化学消防車又は大型化学高所放水車が、同時に、百二十

5火薬剤

(定に従つて備え付けるべき台数)の大型化学消防車、甲種 (送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの

第五項の規定により備え付けなければならないものとされる 前号に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条量の送泡設備用泡消火薬剤

び第三項の規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられては、前二号並びに第五号において準用する第十六条第二項及「第一号イからホまで又は前号のいずれかに該当する場合にる量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤 組織に備え付けられている大型化学消防車に限る。)、大型いる大型化学消防車(第一号ロの規定に従つて当該共同防災 甲種普通化学消防車、 高所放水車、 十五条に規定する総務省令で定める数の可 大容量泡放水砲又は大型化学高所 普通 消防車若しくは小型

> こと。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合には、 省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付 ていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。 次に掲げる泡消 当該共同防災組織に備え付けるべき台数(送泡設備付きタン 消火薬剤 継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡 通化学消防車又は大型化学高所放水車が、同時に、百二十分 定に従つて備え付けるべき台数)の大型化学消防車、甲種普 送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの規 クのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該 において準用する第十五条第二項及び第三項の規定に従 前号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第四 火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付 け 7 つて 1 け

条第三項の規定により備え付けなければならないものとされ前号口に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十三 る送泡設備用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量 送泡設備用泡消 5火薬剤

消防車(前号ロの規定に従つて当該共同防災組織に備え付け定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学 びに第四号において準用する第十五条第二項及び第三項の規前号イからホまでのいずれかに該当する場合には、同号並 られている大型化学消防車に限る。)、大型高 る総務省令で定める数の可 種普通化学消防車、 院放水車又は大型化学高所放水車ごとに、 普通消防車若しくは小型消 搬式放水銃等 第十四· 防 所放水車、 車、 定 通 甲

# 四 次に掲げる防搬式放水銃等

次に掲げる防災要員を置いていること。

当該防災資機材等(同項第三号に掲げるものを除く。)のうの構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、 しているものについては、当該防災資機材等各一台につき総装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載 号に定める人数の防災要員 組織に備え付けられている第七条第一項第一号から第七号ま で及び第九号に掲げる防災資機材等各一台につき、これらの する第十六条第二項及び第三項の規定に従つて当該共同防 (省令で定める人数の防災要員) 防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する 該 当 す る場合には、 (当該共同防災組織に係るすべて 同 号並びに次号にお 災

## (略)

災要員
ハ 第二号に該当する場合には、第七条第三項各号に掲げる防ハ

係る同 第二項及び第三項の規定は第一号に規定する防災資機材等を備項の規定は第三号イの泡水溶液の量の算定について、第十六条二項の規定は第二号の大容量泡放水砲について、第十四条第二第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第 第十三条第二項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織にえ付ける共同防災組織について準用する。この場合において、 衛防災組 E 衛防災組織 組織 の基準放水能力」という。 て当該共同防災組 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る 項の 織ごとの自衛防災組織 表の 織 とあるの の基準放水能力」と、 下欄に定める基準放水能力 織 と は 第二十条第 第十六条第 0) とあるの 基準放水能力のうち最も大き 同 二 項 中 項 第 項の は ( 以 下 「構成 規 二号の規定に従規定により当該 「特定事業者が 「自衛防災組 事業所の自

ること。 る場合には、次に掲げる防災要員を置いて三 第一号に該当する場合には、次に掲げる防災要員を置いて

三号に掲げるものを除く。)のうち、防災要員の行う防災活 三項の規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている 当該防災資機材等各一台につき総務省令で定める人数の防 令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、 動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省 定める要件に該当する場合には、当該防災資機材等 資機材等各一台につき、これらの号に定める人数の防災要員 第七条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる防 (当該共同防災組織に係るすべての構成事業所が総務省令で 号並びに 次号に お V 、て準用・ する第十 五. 条第二項 (同項第

## (略)

四 ے ک 九条第一 条第二項及び第三項の規定は第一号に規定する防災資機材等・二項の規定は第二号イの泡水溶液の量の算定について、第十二条第二項の規定は前号の防災要員について、第十三条 号ロ」と読み替えるものとする。 第十九条第 災組織に」と、 構成事業所のすべてが総務省令で定める要件に該当する共同 める要件に該当するものに係る自衛防災組織に」とあるのは 、同条第二項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定備え付ける共同防災組織について準用する。この場合において 同条第三項中「第八条から第十一条まで」とあるのは「 項第一号」と、「第八条第二項」とあるのは 一項第一号」と、「第八条第二項」とあるのは 「第八条から第十一条まで」とあるのは「第十 「同号口 防 五第

第八条第二項」とあるのは「同号ロ」と読み替えるものとする 5 条第二項」とあるのは「同号 第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、 定める要件に該当する共同 衛防災組 一条まで」とあるのは 織に」とあ る 「第二十条第 0) は ロ」と、 防災組織に」と、「第八条から 成 事業所のすべてが 同条第三項中「第八条 一項第一号」と、「第 総 務 省 第 か 八

2 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 び にこれらの防災資機材等に係る防災要員に係る法第十九条第四第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する防災資機材等並 一項に規定する防災資機 2

ンスのうち、長さの最も長いものの二分の一に相当する長さのる自衛防災組織に同項の規定により備え付けるべきオイルフェものがそれぞれその構成事業所である同項の第一種事業所に係構成事業者のうち第十七条第一項の第一種事業者に該当する オイルフェンスを備え付けること。

船各一隻につき乗組 ンス展張 第十七条第一項のオイルフェンス展張船 「船」という。) を備え付け、及びオイルフェンス展張 船舶 職員等のほか二人の防災要員を置 (以下「オイ -ルフェ <u>く</u>こ

備え付ける場合にあつては同条第二項の補助船に係る乗組船 概員等の は同項の 第十 つき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を、油回収装置を、及び油回収船を備え付ける場合にあつては油回収船各一隻 凣 油回 ほ 条 か油回収装置各一式につき二人の防災要員を置くこ 第 収 装置 職員等のほか二人の防災要員 項  $\mathcal{O}$ (以下 油 口 収 船 「油回収装置」という。)を備え付 以 下 油 口 収 船」という。)又 油回収装置 舶

兀 第七条第五 項 の規定は、 前 二号の 防災要員につい て準用す

る

同

防災組織を設置し

た場合の自

衛防災組

織に係る防災資機

材

項の政令で定める基準は、次のとおりとする。びにこれらの防災資機材等に係る防災要員に係 にこれらの防災資機材等に係る防災要員に係る法第十九 第十六条第 項 及び第十七条第 一項に規定する防災資機 条第 兀

ンスのうち、長さの最も長いものの二分の一に相当する長さのる自衛防災組織に同項の規定により備え付けるべきオイルフェものがそれぞれその構成事業所である同項の第一種事業所に係 オイルフェンスを備え付けること。 構成事業者のうち 第十六条第一項の第一種事業者に該当 す

船各一隻につき乗組 ンス展張船」という。)を備え付け、及びオイルフェンス展張 第十六条第一項のオイルフェンス展張船 船舶 職員等のほ か二人の防災要員を置 。 以 下 ・「オイ ル フェ <u>く</u>こ

職員等のほか油回収装置各一式につき二人の防災要員を置っ備え付ける場合にあつては同条第二項の補助船に係る乗組 は同項の 第十七 つき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を、油回収装置を、及び油回収船を備え付ける場合にあつては油回収船各一隻 油回 条第 収 装置 項 収装置各一式につき二人の防災要員を置くこ  $\mathcal{O}$ (以下 油 口 収 1船(以 「油回収装置」という。)を備 下 油 口 収 船」という。 え付 船 舶

兀 第七条第四 項 Ó 規定は、 前二号の防災要員につい て準用する

(共同防災組織を設置し た場合の自 衛防災組織 に係る防 災資機 材

# 等及び防災要員)

ず、次に定めるところによる。材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわらりその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機いる場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によ共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いて共二十一条。構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその二十一条。構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその

## 能

二台又は三台であるとき。 一台 「二台又は三台であるとき。 一台

# 口~~ (略)

新一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を

て、第十六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合について第二項の規定は第二号イ及び前号の泡水溶液の量の算定につい五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員について、第十四条

等及び防災要員)

、次に定めるところによる。
等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわらずる場合には、構成事業者が第七条から第十五条までの規定により同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いてい第二十条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共

### (略)

二台又は三台であるとき。 一台 一台 であるとき。 一台 一台 であるとき。 一台 でおいて「化学消防車の台数」という。)が が 一条及び第十五条第三項 の規定により備え付けるべき大型化 に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第 に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第 非同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成 共同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成

# 口~~ (略)

# -・三 (略)

を要しないときは、一台の甲種普 組織が第八条又は第九条の規定の適用を受けるものであ 置していないものとした場合に当該構成事業所に係る自 材等を備え付けることを要しない。ただし、共同防災組 置くものとし、第八条から第十四条までの規定による防災資 して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以 第一号の規定により甲種普通化学消防車を備え付けること 通化学消防車が百二十分継 り、 消 衛 織 火薬 を設 防 上 か災 機 続

五.

るものを含む。)」とあるのは「防災資機材等」と読み替える ものとする。 び第二号」と、 型消防車及び普通高所放水車に代えて備え付けることができ 用する。この 第十四条及び前条」とあるのは「第二十一条第一項第一号 大型高所放水車、 場合に 「防災資機材等(次項の規定により大型化 お 甲種普通化学消防車、 て、 同 項中 第八条から 普通消防 第 十二条 車、 ま

2 れらの防災資機材等に係る防災要員については、これらの規定及 災組織にこれらの規定により備え付けるべき防災資機材等及びこ 事業所であるこれらの規定に該当する第一種事業所に係る自衛:項又は第十八条第一項の第一種事業者に該当するものがその構 び第七条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。 次の各号に規定する場合には、 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第一号のオ 相当する長さの 規定により備え付けるべきオイルフェンスの長さの二分の一 ルフェンスが備え付けられている場合には、第十七条第一項 オ フェンスを備え付けなければならない 構成事業者のうち 第十七条第 防成 2

一·三 (略)

# 第三節 広域共同防災組織

二十二条 法第十九条の二第一項の政令で定める区域は、別表第(広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務)

2 法第十九条の二第一項の政令で定める業務は、三のとおりとする。

るものとする。
及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関す及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関する、法第十九条の二第一項の政令で定める業務は、大容量泡放水砲

(広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係るキ

機材等(次項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車、とあるのは「第二十条第一項第一号及び第二号」と、「防災資 水車に代えて備え付けることができるものを含む。甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び 準用する。 「防災資機材等」と読み替えるものとする。 この 場合に お V て、 同 項 小型消防車及び普通高所放 中 第八条から )」とある 前 条 ま 災資 で

二·三 (略)

第二十三条 頃の 政令で定める基準は、 法第十九条の二第八項において準用する法第十九条第 次のとおりとする。

業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち 容量泡放水砲を備え付け、 最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大 大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。 その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定 及び総務省令で定める基準に従つて

との第十四条第五項の規定により備え付けなければならないも当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ご に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けているのとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量

定める数の可搬式放水銃等を備え付けていること。 第一号の いる大容量泡放水砲ごとに、 規定に従つて当該広域共同防災組織に備え付けられ 第十五条に規定する総務省令で

五 四 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、 第七条第三項各号に掲げる防災要員を置いていること。

項の規定は第一号の大容量泡放水砲について準用する。この

第十三条第

織に係る同項の事場合において、日 災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織災組織の基準放水能力」という。)」とあるのは「広域共同防 基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力 表の下欄に定める基準放水能力(以下「自衛防同項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組

(広域共同 .防災組織を設置した場合の自衛防災組 織に係る防災資

替えるものとする。

同

十三条第一号の規定に従つて当該広域共同防災組織」と読

項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは

「 第

一十四条 材等及び 防 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が前 災要員)

者は、 により 備え付け、 大容量泡放水砲に係る部分に限る。 規定にかかわらず 規 定する基 規定により 災組 備え付けるべ 第七条第三項、 織に、 及び防 準に 置くべき防災要員を置くことを要し 災要員を置いている場合には、 従つてその広域 第 き 十三条、 当該 第十三条、 防災資機 || 広域 第十四条第五項 材等を備え付 共同防災組織に係る特定事 第十四条第五項及び第十五条 共同 以下この 防災 組 条に け、 及び 織に 第十五 おい 及び 当該各特定事業 防 ない。 災 第七 資機 て同じ。 条の規・ 業所 条第 材 等 定  $\mathcal{O}$ を

五 第 四 節 自 衛 防 災 組 織 等 に関 する規定の 適 用 0) 特

2 年とする。 、その自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車をればならないものとされる特定事業者にあつてはそのうち各一台型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなけ 二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあ 掲げるものとし、 つてはそのうち一台に その自衛防災組織に第八条の規定により大型化学消防車けるものとし、同号の政令で定める期間は、三年とする。 条第一項 第二号 0 11 ては、  $\mathcal{O}$ 政令です 同号の 定め る防災資 政 令で定める期間 (機材 等 は、 は、 車、 車 、 大 だ 2

大容量泡放水砲

油回収船又は油回収装オイルフェンス展張船 置

特定 地 方行 政 機 関

一十六条 石 油コン ピ 略 ナ 1 等 防 災

七

略

本部

0

組

織

及

び

運

営の

基

準

節 衛 防 災 組 織 等 に関 する規定 0 適 用

0) 特

例

(略)

、その自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車をればならないものとされる特定事業者にあつてはそのうち各一台型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなけし、その自衛防災組織に第八条の規定により大型化学消防車、大掲げるものとし、同号の政令で定める期間は、三年とする。ただ 二台以上備え付け 年とする。 つてはそのうち一 法第二十条第一 台に なければならないものとされる特定事業者にあ 項 | 号の政令で定める期間| つ 11 ては、 同号の る防災資機 政 合でで 定め る期 材 間 は、

一 5 五

七六 油回収 船又 フェ はン 油ス 展 口 収 張 装

一十二条地: 地方行政 機 関

略

石油 コ ピ ナ 1 等 防 災 本 部

0

組

織 及び

運営の

基

(準)

略

(防災本部の協議会の組織及び運営)

第二十八条 (略)

(防災本部の協議会の規約事項)

第二十九条 (略)

第三十条 (略) (防災本部の協議会の設置等の公示)

第三十一条 (略) (防災本部の協議会の規約の変更)

(緑地に類する施設)

第三 一十二条 (略)

第三十三条 (略) (設置計画に定める事項等)

(略)

(費用を負担させる第一 種事業者の範囲

第三十四条 (略)

(緑地等の設置に要する費用)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略) (負担総額の配分の際勘案すべき条件)

第三十七条 (略) (共同納付の場合の特例)

第二十四条 (略) (防災本部の協議会の 組 織 及び運営)

(防災本部の協議会の規約事 項)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略) (防災本部の協議会の設置等の公示)

第二十七条 (略) (防災本部の協議会の規約の変更)

(緑地に類する施設)

一十八条 (略)

第二十九条(略)(設置計画に定める事項等) (略)

(費用を負担させる第一種事業者 の範

囲

第三十条 (略)

|十一条 (略)

第三十二条 (略) (負担総額の配分の際勘案すべき条件)

第三十三条 (略) (共同納付の場合の特例)

- 15 -

#### 国 0 条 補 助 金 0 額 0 算 定 基 礎

第三 規定するものの額から法第三十四条第一項に規定する負担総額 |除した額とする。 の経費の - ^ ) 『 ^ ^ らら三十日条第一頃に規定する負担総額を)額は、当該緑地等の設置に要する費用で第三十五条に|法第三十六条第一項の緑地等の設置に係る地方公共団|金の額の賃買する。

#### 都道 九角 県 知 事への 報 告等)

る使用 二条の三又は第十六条の六の規定による命令、 同 完成検査(総務省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)、 定める軽易な事項に係るものを除く。)、同条第五項に規定する 条第一 気におい 法第十二条第二項、 項の規定による許可(同項後段の規定による許可で総務省令で 項の 制限 項 規定による許 て準用する場合を含む。 、若しくは第三 項若しくは第二項の規定による命令、消防法第十一条第 及び 法第四 同法 十一条第一 第十 第十二条の二第一項若しくは第二項、 可の取消し、 項 二条 (法第十九条第六項又は第二十一条第三 0 項 六の規定による届 0) 政令で定める行為は、 同法第十二条の三の規定によ 第十九条第五項又は 同法第十二条の二 出の受理とする 法 第二十 第十八 第十 第

### 2 略

#### (緊急時 0 主務 大臣 0 指 示

#### 四 十条 (略)

### 兀 十 略

匝 条 0 兀 の規 定 の適用を除外する特定事 業所

第 兀 )特定事業所に該当しない特定事業所とする。 法第四 十三条の政令で定める特定事業 介所は、 次 に 掲げ

# 0) 地域が石油コンビナー ト等特別防災区域となつた日 カゝ 5

### 助 金の 額 0 算定基

第三 規定するものの額から法第三十四条第一項に規定する負担総 体の経費の額は、当該緑地等の設置に要する費用で第三十一条に三十四条 法第三十六条第一項の緑地等の設置に係る地方公共団 二十四条(国の補記 額

#### 県 知 事 0 報 告

控除した額とする。

(都道府里 十二 の六の規定による命令、 第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三又は第十六条 定める軽易な事項に係るものを除く。)、同法第十二条第二項、 るものを除く。)、同条第五項に規定する完成検査 可 (同項後段の規定による許可で総務省令で定める軽易な事項に係 の取消し、 条の規定による命令、 一条の六の規 法第四 同法第十二条の三の規定による使用制限及び 定による届出 十一条第一 同法第十二条の二第一項の規定による許 消防法第十一条第一項の規定によるに第一項の政令で定める行為は、法第 の受理とする。 (総務省令で 同 +第 可

#### 2 略

#### (緊急時の 主務 大臣 (T) 指

## 第 三十五条の二 略

## 十五 略

第三十六条 法第一日 应 · 条の 十三条の政令で定める特定事 兀 の規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を除外する特定事

· 業 所 は、

次 に

掲

げ

る特定事業所に該当しない特定事業 所とする。

法第四

る法第二十条第一項の規定の適用に係る第一種事業所第一種事業所にあつては、三年)を経過する日までの間におけを備え付けなければならないものとされる自衛防災組織に係る一年(第二十五条第二項各号のいずれかに掲げる防災資機材等

当該第二種事業所
二種事業所にあつては、三年)を経過する日までの間における備え付けなければならないものとされる自衛防災組織に係る第から第四号まで又は第六号のいずれかに掲げる防災資機材等をから第四号まで又は第六号のいずれかに掲げる防災資機材等を一第二種事業所の指定の日から一年(第二十五条第二項第一号る法第二十条第一項の規定の適用に係る第一種事業所

(確認手数料)

第四十三条 (略)

別表第三(第二十二条関係)

る法第二十条第一項の規定の適用に係る第一種事業所第一種事業所にあつては、三年)を経過する日までの間におけを備え付けなければならないものとされる自衛防災組織に係る一年(第二十一条第二項各号のいずれかに掲げる防災資機材等

事業所 (本) を経過する日までの間における当該第二種 にあつては、三年) を経過する日までの間における当該第二種 がら第四号までのいずれかに掲げる防災資機材等を備え付けな がら第四号までのいずれかに掲げる防災資機材等を備え付けな 第二種事業所の指定の日から一年 (第二十一条第二項第一号 る法第二十条第一項の規定の適用に係る第一種事業所

第三十七条(略)

の区域 区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区	地 第 区 十 二
二号の二に掲げる地区の区域区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十	地 区 十 一
る地区の区域号、第六十七号、第六十八号及び第七十一号に掲げら、第六十七号、第六十八号及び第七十一号に掲げ区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四	区 <mark>第</mark> 十 地
から第六十三号までに掲げる地区の区域四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、第	区 <mark>第</mark> 九 地
ら第四十七号の二までに掲げる地区の区域区域令別表第三十九号、第四十号及び第四十六号か	区 第 八 地
号までに掲げる地区の区域区域令別表第三十二号及び第三十四号から第三十七	区 第 七 地
び第三十号に掲げる地区の区域区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十六号及	区 第 六 地